

北海道後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例をこ
こに公布する。

平成21年11月16日

北海道後期高齢者医療広域連合長 大場



北海道後期高齢者医療広域連合条例第6号

北海道後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例

(設置の目的)

第1条 財政の健全な運営に資する財源又は臨時的な財政需要に応ずる財源に充てるため、北海道後期高齢者医療広域連合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金に積み立てる額は、歳入歳出予算で定める。

- 2 前項に定めるもののほか、各会計年度において生じた剰余金は、当該剰余金の2分の1を下らない額を、基金に積み立てるものとする。
- 3 前項の規定による積立ては、翌年度の予算に編入しないで行うものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる利益は、歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。